

民間国際交流事業助成制度実施要領

(目的)

第1条 公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「当協会」という。）は、県民の国際交流活動の活性化を促進し、県民レベルの国際交流活動を育成、奨励するとともに、県民への普及啓発効果が高く地域のモデル事業となるような各種交流事業（以下「国際交流事業」という。）に対し助成金を交付するものとし、その交付について必要な事項をこの要領に定める。

(助成金の交付対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、

- (1) 多文化共生事業（外国人県民支援事業、県民への多文化共生の啓発事業等）
- (2) 国際交流事業（兵庫県の友好提携州省等との交流事業、途上国への技術協力などの国際協力事業、スポーツ・芸術活動、国際交流イベントの開催等）
- (3) その他事業の目的に合致し、理事長が必要と認める事業

2 次のいずれかに該当する国際交流事業は交付対象にしない。

- (1) 兵庫県又は兵庫県と密接な関係を有する団体が実施、助成又は補助する事業
- (2) 事業助成対象経費（別表）の合計額の2分の1以上を自己資金（他団体からの助成・補助は含まない）で負担できない事業
- (3) 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
- (4) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (6) 金品の譲渡、贈与、寄付等を目的とする事業
- (7) 物品・教材の広報・販売・勧誘につながる事業

(助成金の交付対象団体)

第3条 次のいずれかに該当する団体・グループを対象とする。

- (1) 兵庫県内に活動拠点を置き、国際交流活動や多文化共生に向けた活動に継続的に取り組む民間の非営利団体・グループ、兵庫県内に所在し助成の要件を満たす市町国際交流協会等
- (2) 兵庫県内に所在する大学、短期大学、専門学校及び高等学校（大学・短期大学のゼミ、学校が承認しているクラブ・サークル等を含む）

(助成金)

第4条 助成金の金額は、一事業につき、事業助成対象経費（別表）の合計額の2分の1以内で、10万円を限度とする。

(助成事業の募集)

第5条 助成事業の募集は原則として年1回とし、一般公募により行う。助成金の交付を受けようとする者は、民間国際交流事業助成金交付申請書（様式第1号）を事業計画書（様式第2号）とともに当協会理事長（以下「理事長」という。）に、その定める時期までに提出しなければならない。

(助成事業の決定及び通知)

第6条 理事長は、前条の規定に基づく申請書の提出があった事業について、当協会に設置する審査委員会に諮り、助成事業及び助成金額を決定し、その結果を通知書（様式第3号又は第4号）により申請者に通知するとともに、助成した対象者、内容等を公表する。

(実績報告)

第7条 助成金交付決定の通知を受けた者（以下「助成対象団体」という。）は、事業終了後30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、理事長に対して民間国際交流事業実績報告書(様式第5号)及び事業実績(様式第6号)を提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 前条の実績報告があり、理事長は当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、民間国際交流事業助成金額確定通知書(様式第7号)により助成対象団体に通知する。

(助成金の請求・交付)

第9条 前条の規定で確定した額の通知を受けた助成対象団体は、民間国際交流事業助成金請求書(様式第8号)により、理事長へ請求する。

2 前項の請求があったときは、理事長は助成金を速やかに交付する。

(計画変更の承認)

第10条 助成対象団体は、民間国際交流事業助成金交付申請書に記載した事項について変更しようとするときは、民間国際交流事業助成金交付決定内容変更承認申請書(様式第9号)により予め理事長の承認を得なければならない。

ただし、第2条第2項に該当する変更については、第12条で辞退届を提出するものとする。

2 理事長は、前項による申請があったときは、変更内容を審査し、その結果を通知書(様式第10号又は第11号)により申請者に通知する。

(交付決定の取り消し)

第11条 理事長は、助成対象団体が助成金を他の用途に使用し、または事業の内容を第10条の承認を受けないで変更したとき、もしくは第10条による変更の承認が得られない事業に助成金を使用したときは、民間国際交流事業助成金取消決定通知書(様式第12号)により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに期限を定めてその返還を求めることができる。

また、虚偽申請等の不正事項が発覚したときや、その他、理事長が交付決定の取り消し等が適当と判断した場合も同様の取り扱いとする。

(辞退)

第12条 助成金交付決定の通知を受けた後、何らかの事情により、交付決定を受けた事業の実施が困難となった場合は、事業中止の決定から30日以内に民間国際交流事業助成金辞退届(様式第13号)を提出しなければならない。

(事業実施への協力等)

第13条 助成対象団体は、助成事業の実施に当たっては、当協会から助成を受けている旨をポスター・印刷物等に明記しなければならない。

なお、記載に当たり、事前に記載案を当協会に例示の上、了解を得なければならない。

(事業成果の公表)

第 14 条 この助成事業における交付申請書、事業実績報告書などにより、当協会が知りえた事柄は、この助成事業の必要な範囲において、当協会が公表できる。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成 15 年 2 月 5 日より施行する。

附則

この要領は、平成 15 年 4 月 23 日より施行する。

附則

この要領は、平成 16 年 2 月 6 日より施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 2 月 13 日より施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 12 月 15 日より施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 12 月 22 日より施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 1 月 17 日より施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 1 月 17 日より施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 1 月 8 日より施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 12 月 10 日より施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 12 月 7 日より施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 1 月 8 日より施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 12 月 4 日より施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 12 月 8 日より施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 11 月 18 日より施行する。

(別表)

1 事業助成対象経費

区分	経費の種類
謝金	外部者（講師・通訳）等への謝金
旅費	交通費、通行料、宿泊費
需用費	印刷製本費、コピー代、消耗品費、食料品・食材料購入費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場設営費等
委託費	調査・研究、会場設営等の委託料 ただし、活動の大半を占める委託は除く
使用料	会場使用料、活動に必要とされる機器・機材・車両の借上料等
その他経費	その他理事長が適当と認める経費

2 事業助成対象経費とならないもの

- (1) 団体の運営維持のために要する経費、懇親会等の飲食に要する経費、団体の構成員・活動スタッフ等に対する人件費・旅費、備品購入費等の団体の資産形成に係る費用
- (2) 海外への渡航旅費、海外からの招聘旅費、海外での活動費（現地での交通費・飲食費、宿泊費、物品購入費等）、旅行保険
- (3) 金品の寄付・贈与、記念品・贈答品等の購入費用
- (4) 領収書がなかったり、領収書の原本が提出できない等、使途の確認ができない経費※
- (5) 領収書等で印鑑、サインが無いもの、領収書の宛名が団体名でないもの
- (6) その他、理事長が助成対象として不相当と判断する経費

※領収書の原本の返還希望の申し出があれば、兵庫県国際交流協会の確認印を押印のうえ返却いたします。